

一般社団法人日本社会福祉学会中国・四国地域ブロック機関誌編集規程

(2011年7月10日 中国四国地域ブロック機関紙編集委員会)

(名称)

第1条 本誌は、一般社団法人日本社会福祉学会中国・四国ブロックの機関誌『中国・四国社会福祉研究』(Chugoku and Shikoku Journal of Social Welfare) と称する。

(目的)

第2条 本誌は、原則として中国・四国地域ブロック会員の社会福祉研究の発表にあてる。

(資格)

第3条 本誌に投稿を希望する者は、共同研究者も含めて、日本社会福祉学会の会員資格を得ており、当該年度の会費を納入していなければならない。なお、筆頭者は中国・四国ブロック会員に限る。

(発行)

第4条 本誌は、原則として年1回発行し、電子ジャーナルとする。

(内容)

第5条 本誌に、論文・実践報告・資料解題・調査報告等の各欄を設ける。

(編集)

第6条 本誌の編集は、一般社団法人日本社会福祉学会中国・四国地域ブロック機関誌編集委員会(以下「委員会」)が行う。

(委員会の役割)

第7条 原稿の掲載は、委員会の決定による。

(執筆要領)

第8条 日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』の執筆要領に準ずる。

(著作権)

第9条 本誌に掲載された著作物の著作権は一般社団法人日本社会福祉学会中国・四国地域ブロックに帰属する。

(規程の変更)

第10条 この規程を変更する場合は、中国・四国地域部会委員会の議決を経なければならない。

附則 1.この規程は、2011年7月10日より施行する。

